

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

固定資産税とは

Q: 固定資産税は、納付額が通知されますが、どうやって計算されるのでしょうか。教えてください。

A: 固定資産税は、市町村が課税する地方税の1つで、毎年1月1日現在、市町村の固定資産台帳に土地・家屋又は償却資産の所有者として登録されている人にかかる税金です。固定資産税は、所有者である限り毎年課税され、その税額は市町村から送付される納税通知書に従って4回に分けて納付します。

固定資産税の税額=課税標準である固定資産税評価額×税率(1.4%~2.1%)ですが、3年毎に行われる固定資産税評価額の評価替え(公示価格の7割に近づけようとするもの)と地価の下落により、平成6年度の評価額があまりにも高くなりました。そこで急激な税負担を緩和するために、課税標準の特例と、宅地の負担調整措置の改正がありました。

これによって宅地にかかる固定資産税は、①評価替え後の評価額×税率と②前年分の課税標準額×負担調整率×税率のいずれか少ない方の金額となります。

なお、固定資産税に関する不服申立てがある場合は、原則として固定資産台帳の縦覧期間の初日から30日以内に固定資産評価審査委員会まで文書により申し立ててください。

(縦覧期間は、毎年3月1日から同月20日まで条例によって定められています。)

